



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 9月10日金曜日 第1591号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（今治市）.....	925
町の区域の変更（ " ）.....	925
新たに生じた土地の確認（中島町）.....	925
字の区域の変更（ " ）.....	925
新たに生じた土地の確認（中島町）.....	926
字の区域の変更（ " ）.....	926
新たに生じた土地の確認（中島町）.....	926
字の区域の変更（ " ）.....	926
新たに生じた土地の確認（中島町）.....	926
字の区域の変更（ " ）.....	926
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	926
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	930
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	931
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....	931
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）.....	932
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	932
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	933
指定居宅支援事業者の指定.....	933
医師の指定.....	933
指定医師の所在地の変更.....	934
指定医師の辞退の届出.....	934
指定医療機関の業務の廃止の届出.....	934
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	934
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	935
土地改良区の合併による設立及び解散.....	935
保安林の指定.....	935
解除予定保安林にする旨の通知.....	936
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	936
道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....	936
道路の供用開始（ " ）.....	937
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	937
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	937
道路の供用開始（ " ）.....	937
道路の区域変更（県道御内下畑地線）.....	938
道路の供用開始（ " ）.....	938
開発行為に関する工事の完了.....	938
道路の位置の指定（2件）.....	939

公 告

危険物取扱者法定講習会の実施..... 939

任 免 辞 令

公営企業任免辞令（2件）..... 940

雑 報

公示送達（2件）..... 940

告 示

○愛媛県告示第1889号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市砂場町一丁目丁663及び丁664の1から丁664の3までの地先	1,329.72

○愛媛県告示第1890号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
砂場町一丁目	今治市砂場町一丁目丁663及び丁664の1から丁664の3までの地先公有水面埋立地	1,329.72

○愛媛県告示第1891号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字上怒和甲392の3、甲394、甲396、甲398、甲399の1、甲399の3、甲399の5、乙587の4、乙588の1、乙588の3、乙589の1及び乙589の11の地先	2,225.29

○愛媛県告示第1892号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
大字 上怒和	中島町大字上怒和甲392の3、甲394、甲396、甲398、甲399の1、甲399の3、甲399の5、乙587の4、乙588の1、乙588の3、乙589の1及び乙589の11の地先公有水面埋立地	2 225.29

○愛媛県告示第1893号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
中島町大字津和地599の2、600、602、603、726、727、728の1、728の2、729から731まで、735、736、737の1、737の2、741、742の2、742の3、745、747、1040の1、1041、1042の1、1042の2、1043から1045まで、1047、1049の1及び1049の2の地先	1 674.05

○愛媛県告示第1894号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
大字 津和地	中島町大字津和地599の2、600、602、603、726、727、728の1、728の2、729から731まで、735、736、737の1、737の2、741、742の2、742の3、745、747、1040の1、1041、1042の1、1042の2、1043から1045まで、1047、1049の1及び1049の2の地先公有水面埋立地	1 674.05

○愛媛県告示第1895号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
中島町大字熊田甲1の1、甲715並びに大字宇和間甲1369の2、甲1369の3、甲1371の1及び甲1371の2の地先	962.29

○愛媛県告示第1896号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
大字熊田	中島町大字熊田甲1の1、甲715並びに大字宇和間甲1369の2、甲1369の3、甲1371の1及び甲1371の2の地先公有水面埋立地	962.29

○愛媛県告示第1897号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
中島町大字上怒和甲382、甲386、甲388、甲389、甲390、甲392の1、甲392の3、甲394、甲396、甲398、甲399の1から甲399の3まで、甲1215、乙457の3、乙457の4、乙458の2及び乙469の1の地先	9 618.02

○愛媛県告示第1898号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
大字 上怒和	中島町大字上怒和甲382、甲386、甲388、甲389、甲390、甲392の1、甲392の3、甲394、甲396、甲398、甲399の1から甲399の3まで、甲1215、乙457の3、乙457の4、乙458の2及び乙469の1の地先公有水面埋立地	9 618.02

○愛媛県告示第1899号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
国立大学法人愛媛大学

松山市道後樋又10番13号

愛媛大学長 小松正幸

2 事業場の名称及び所在地

国立大学法人愛媛大学医学部

温泉郡重信町大字志津川

3 特定施設に関する事項

(1) チューブ洗浄乾燥機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第68の2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり30本処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間後	
使用開始の予定年月日	完了後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～11 最大 1～14
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.45 最大 0.45	

(2) 内視鏡洗浄消毒器

特定施設の種類	政令別表第1第68の2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり1本処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間後	
使用開始の予定年月日	完了後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.12 最大 0.12	

(3) システム流し台

特定施設の種類	政令別表第1第68の2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	容量185リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間後	
使用開始の予定年月日	完了後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～11 最大 1～14
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.85 最大 1.85	

(4) ウォッシャーディスインフェクター(2基)

特定施設の種 類	政令別表第1第68の2号 口洗浄施設	
特定施設の能 力	容量1.925立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間後	
使用開始の予定年月日	完了後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~11 最大 1~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4.92 最大 4.92	

(5) スリッパ洗浄乾燥機(2基)

特定施設の種 類	政令別表第1第68の2号 口洗浄施設	
特定施設の能 力	1回当たり60足処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間後	
使用開始の予定年月日	完了後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 5.44 最大 5.44

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 実験排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年7月2日		
処 理 施 設 の 種 類	薬品排水処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	接触酸化方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 53.5メートル 横 8.65メートル 高さ 8.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~11 最大 1~14	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600
----------------------------	------------------	------------------

(2) 生活排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年3月31日
処 理 施 設 の 種 類	し尿処理施設
処 理 施 設 の 型 式	標準活性汚泥方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 60.5メートル 横 23.05メートル 高さ 8.9メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,600立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥+凝集沈殿+砂ろ過
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し

処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,400 最大 1,600	通常 1,400 最大 1,600

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,000 最大 2,200

備考 この他に雨水排水口が5ヶ所ある。
処理後の排水の一部を中水として再利用する。

○愛媛県告示第1900号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 工場・事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設に関する事項
廃ガス洗浄施設(YH除害塔)

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第62号 水廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分間当たり100ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後約1ヶ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.0 最大 9.0

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 10未満 最大 10未満
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1,200 最大 1,200
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.04 最大 0.08

備考 循環使用のため系外排出はほとんど無い。

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理 + 物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	蒸留 + 中和 + ろ過		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製及びステンレス製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 14.5メートル 横 12メートル 高さ 5メートル 他		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	蒸留 + 中和 + ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 32 最大 33	通常 8.5 最大 8.7
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 10 最大 20	通常 10 最大 20
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 600 最大 650	通常 34.3 最大 43.3
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 769 最大 941	通常 769 最大 941	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6.4 最大 7.2
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 14 最大 18
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,880 最大 3,445	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1901号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 (居 宅 の 介 護 事 業 者) の 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大楠乙1072-1	グループホーム瑞鳳荘	越智郡玉川町畑寺甲15-5	平成16年 8月 4日
ベストケア株式会社	北条市辻610-15	ベストケア・デイサービスセンター松前	伊予郡松前町北黒田242-5	平成16年 8月 2日
介護サービス野の花有限会社	北宇和郡広見町内深田1248番地2	介護サービス野の花有限会社	北宇和郡広見町内深田1248番地2	平成16年 7月14日

有限会社ケアステーション ますほ	北宇和郡津島町高田丁976 番地1	ケアステーションますほ指 定訪問介護事業所	北宇和郡津島町高田丁976 番地1	平成16年7月30日
有限会社愛ミング・ケアセ ンター	南宇和郡御荘町菊川283番 地	愛ミング・ケアセンター	南宇和郡御荘町菊川283番 地	平成16年7月1日
医療法人沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡東風平町字外 間80番地	医療法人沖縄徳洲会宇和島 徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6番 24号	平成16年8月20日
有限会社訪問介護あじさい	宇和島市山際四丁目4番28 号	有限会社訪問介護あじさい	宇和島市山際四丁目4番28 号	平成16年7月1日
いたわり有限会社A I G	西条市中西404番地1	ヘルパーステーションいた わり	西条市中西404-1	平成16年7月12日
有限会社たちばな	伊予市灘町136番地2	グループホームたちばな	伊予市灘町136番地2	平成16年7月12日
織田英昭	西予市宇和町卯之町五丁目 313番地6	おだクリニック	西予市宇和町卯之町五丁目 313番地6	平成16年8月1日

○愛媛県告示第1902号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社ケアステーション ますほ	北宇和郡津島町高田丁976 番地1	ケアステーションますほ指 定居宅介護支援事業所	北宇和郡津島町高田丁976 番地1	平成16年7月30日
株式会社すずらん	新居浜市喜光地町一丁目7 番17号	指定居宅介護支援事業所す ずらん	新居浜市喜光地町一丁目7 番17号	平成16年8月16日
有限会社どうぜんサービス	東予市石田864番地	有限会社どうぜんサービス	東予市石田864番地	平成16年7月27日

○愛媛県告示第1903号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番 地1	JA西条ホームヘルパース テーション	（変更後） 西条市大町200番地1	平成15年4月1日
			（変更前） 西条市大町200番地6	
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番 地1	JA西条福祉用具サービス	（変更後） 西条市大町200番地1	平成15年4月1日
			（変更前） 西条市大町200番地6	
有限会社マコトケアサー ビス	西条市明屋敷572番地1	有限会社マコトケアサー ビス	（変更後） 西条市明屋敷572番地1	平成12年8月1日
			（変更前） 西条市氷見乙781-2	

○愛媛県告示第1904号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社えひめ介護ネットワーク	西条市古川甲265番地1	（変更後） えひめ介護ネットワーク本部指定訪問介護事業所	西条市古川甲265番地1	平成15年4月14日
		（変更前） 有限会社えひめ介護ネットワーク本部指定訪問介護事業所		

○愛媛県告示第1905号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地1	J A 西条居宅介護支援センター	（変更後） 西条市大町200番地1	平成15年4月1日
			（変更前） 西条市大町200番地6	

○愛媛県告示第1906号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社えひめ介護ネットワーク	西条市古川甲265番地1	（変更後） えひめ介護ネットワーク本部指定居宅介護支援事業所	西条市古川甲265番地1	平成15年4月14日
		（変更前） 有限会社えひめ介護ネットワーク本部指定居宅介護支援事業所		

○愛媛県告示第1907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2の9	アイリスケアセンター西条大町	西条市大町字新町1695 - 4	平成12年12月31日
金子貞夫	西条市本町21	金子医院	西条市本町21	平成13年5月17日

坂 根 一 弥	西条市喜多川字中之梶438 の4	坂根医院	西条市喜多川字中之梶438 の4	平成13年4月5日
守 谷 弘 子	西条市朔日市310 - 2	もりや薬局	西条市朔日市310 - 2	平成13年7月31日
有限会社マコトケアーサー ビス	西条明屋敷572番地 1	有限会社マコトケアーサー ビス	西条明屋敷572番地 1	平成14年11月30日
高 橋 山 郎	西条市野々市下組51	高橋内科診療所	西条市野々市下組51	平成15年4月1日

○愛媛県告示第1908号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
城 川 町	東宇和郡城川町下相945	城川町役場保健福祉課	東宇和郡城川町下相938	平成16年3月31日

○愛媛県告示第1909号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300146129	社会福祉法人東予市 社会福祉協議会	東予市周布606番地 の1	政 岡 博	児童デイサー ビス	東予市社協児童デイ サービスセンターひ まわり	東予市石田339番地 の1	平成16年 9月1日

○愛媛県告示第1910号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
じん臓・ぼうこう又は直腸機 能障害	泌尿器科	大洲中央病院	柴 田 薫 行	大洲市東大洲5番地	平成 16年9月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛県立三島病院	宮 崎 始	四国中央市中之庄町1684番地2	〃
〃	〃	愛媛労災病院	篠 原 直 樹	新居浜市南小松原町13番27号	〃
〃	整形外科	〃	東 良 和	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう又は直腸・ 小腸機能障害	小 児 科	愛媛県立南宇和病 院	井 上 直 三	南宇和郡城辺町甲2433 - 1	〃
肢 体 不 自 由	リウマチ科	医療法人社団更生生 会村上記念病院	岩 政 喜 久 枝	西条市大町739番地	〃
心 臓 機 能 障 害	内 科	市立宇和島病院	稲 葉 慎 二	宇和島市御殿町1番1号	〃
〃	〃	〃	青 野 潤	〃	〃

肢体不自由・音声又は言語・呼吸器機能障害	〃	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 豊 浩代子	温泉郡重信町大字志津川	〃
----------------------	---	-------------------	---------	-------------	---

○愛媛県告示第1911号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
福 田 光 成	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町四丁目 5 - 5	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成16年 8月 1日
織 田 英 昭	市 立 宇 和 病 院	西予市宇和町卯之町一丁目246	お だ ぐ り ニ ッ ク	西予市宇和町卯之町五丁目313番地 6	〃
津 田 泰 彦	愛 媛 労 災 病 院	新居浜市南小松原町13 - 27	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町 1 番 5 号	平成16年 8月23日

○愛媛県告示第1912号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3 条第 2 項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。
平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛労災病院	伊 藤 毅	新居浜市南小松原町13 - 27	平成 16年 8月 3日
〃	整 形 外 科	〃	寒 竹 司	〃	〃

○愛媛県告示第1913号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の 6 第 2 号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。
平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	廃止年月日
エビス薬局	平成16年 8月 1日

○愛媛県告示第1914号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
レディ薬局&ハードオフ・オフハウス大洲店

- 大洲市若宮 565
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社レディ薬局
松山市南江戸四丁目 3 番37号
代表取締役 三橋信也
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社レディ薬局
松山市南江戸四丁目 3 番37号
代表取締役 三橋信也
株式会社今治デパート
今治市旭町一丁目 4 番11号
代表取締役 井本雅之
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年 4月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,826平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
71台
イ 駐輪場の収容台数
49台
ウ 荷さばき施設の面積
70平方メートル

工 廃棄物等の保管施設の容量

13 35立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社レディ薬局

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

株式会社今治デパート

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成16年8月24日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1915号

八幡浜市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・八幡浜向灘地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・八幡浜向灘地区）計画書の写し
- (2) 八幡浜市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年9月13日から10月13日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所

○愛媛県告示第1916号

森昭左、二宮早志、青野岩夫、越智悦夫、田窪象市、越智忠行及び山本岩雄から認可申請のあった合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成16年9月1日認可したので、同日今治市土地改良区は合併により設立し、今治市土地改良区、今治市乃万地区土地改良区、今治市桜井地区土地改良区、今治市清水地区土地改良区、今治市波止浜地区土地改良区、今治市日高地区土地改良区及び今治市富田地区土地改良区は合併により解散した。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1917号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

越智郡玉川町大字龍岡上字遅越大道上甲175、字遅越井手上甲190の1、字四郎蔵ヶ谷左尾崎甲195の1、甲195の2、字四郎蔵ヶ谷甲196、字四郎蔵ヶ谷山ノ奥甲197、字四郎蔵ヶ谷井手下甲199、字榊谷口左谷甲265、甲269、字吉向へ甲589、甲590、字力石丁230、字中ノ村丁318の1、丁318の2、丁319、丁320、丁322、丁324の1、丁325の1、丁325の3、丁325の4、丁327の1、丁328の1、丁328の2、丁329の1、丁330の1、字中通り丁331、丁333、丁335の1、丁339の1、丁339の2、丁340から丁342まで、丁344の1、丁344の4、丁347、丁351の1、丁364の2、丁365、丁368、丁371、丁375、丁377、丁378、丁381の1、丁385、丁393、丁394の1、丁400の2、大字木地字大ミゾ己730

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

西宇和郡保内町宮内9番耕地755、9番耕地756、9番耕地757の1、9番耕地757の2、10番耕地648の1、10番耕地650から10番耕地654まで、10番耕地656、10番耕地692の1、10番耕地693、10番耕地694の1、11番耕地12の3、11番耕地134、11番耕地138の1、11

番耕地 141、11番耕地 142 の 1、11番耕地 142 の 2、11番耕地 143、11番耕地 144、11番耕地 146、11番耕地 147 の 1、11番耕地 147 の 2、11番耕地 148、11番耕地 149、11番耕地 156 の 1、11番耕地 156 の 2、11番耕地 157、11番耕地 159 の 1、11番耕地 159 の 3、11番耕地 160、11番耕地 162、11番耕地 177、11番耕地 180 の 1、11番耕地 181、11番耕地 185 の 1、11番耕地 186 の 1、11番耕地 187 の 1、11番耕地 187 の 3、11番耕地 188 の 1 から11番耕地 188 の 3 まで、11番耕地 189 から11番耕地 191 まで、11番耕地 197 の 2、11番耕地 198 の 2、11番耕地 200、11番耕地 202、11番耕地 205 の 1、11番耕地 207 の 1、11番耕地 207 の 3、11番耕地 208、11番耕地 215、11番耕地 220、11番耕地 224、11番耕地 227、11番耕地 243、11番耕地 245、11番耕地 249、11番耕地 251 の 1、11番耕地 251 の 2、11番耕地 261 の 1、11番耕地 261 の 2、11番耕地 266、11番耕地 268、11番耕地 270、11番耕地 271、11番耕地 277 の 1、11番耕地 278、11番耕地 280、11番耕地 285、11番耕地 289 の 1、11番耕地 289 の 3、11番耕地 290 の 1、11番耕地 291、11番耕地 298、11番耕地 299、11番耕地 300 の 3、11番耕地 302、11番耕地 304、11番耕地 306、11番耕地 307 の 1、11番耕地 307 の 2、11番耕地 308 の 1、11番耕地 308 の 2、11番耕地 309 の 1、11番耕地 311、11番耕地 312 の 1、11番耕地 313 の 2、11番耕地 314、11番耕地 315、11番耕地 317、11番耕地 324、11番耕地 326、11番耕地 331 から11番耕地 333 まで、11番耕地 335、11番耕地 338 の 1、11番耕地 341 の 1、11番耕地 342、11番耕地 343、11番耕地 352、11番耕地 355、11番耕地 356、11番耕地 358 の 1、11番耕地 358 の 2、11番耕地 359、11番耕地 366、11番耕地 370 の 1、11番耕地 370 の 2、11番耕地 372、11番耕地 373 の 1、11番耕地 374、11番耕地 375、11番耕地 378、11番耕地 380、11番耕地 382、11番耕地 383、11番耕地 386 から11番耕地 388 まで、11番耕地 391、11番耕地 396 から11番耕地 398 まで、11

番耕地 406、11番耕地 408、11番耕地 409、11番耕地 412、11番耕地 419、11番耕地 423、11番耕地 425 の 1、11番耕地 425 の 2、11番耕地 427 の 1、11番耕地 430 から11番耕地 433 まで、11番耕地 435、11番耕地 438 から11番耕地 440 まで、11番耕地 442、11番耕地 443、11番耕地 457、11番耕地 483 から11番耕地 486 まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1918号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町旭 551 の 2、552 の 2、558 の 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1919号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市大字西之川196番4から 同大字143番3まで	平成16年 9月10日

○愛媛県告示第1920号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市郷字上郷甲14番1	旧	メートル 7.7~8.3	キロメートル 0.044	
			新	7.7~13.0	0.044	

○愛媛県告示第1921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜東港線	新居浜市郷字上郷甲14番1	平成16年9月10日

○愛媛県告示第1922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南10番10から 同町大瀬南6番4まで	旧	メートル 8.2~55.0 4.1~16.5	キロメートル 0.102 0.128	
			新	8.2~55.0	0.102	
"	"	喜多郡内子町大瀬南10番11から 同町大瀬南10番8地先まで	旧	8.2~61.5 4.2~8.3	0.084 0.103	
			新	8.2~61.5	0.084	

○愛媛県告示第1923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂4258番	旧	メートル 5.5~7.2	キロメートル 0.124	
			新	5.5~7.2 6.0	0.124 0.100	

○愛媛県告示第1924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂4258番	平成16年 9月10日

○愛媛県告示第1925号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	御内下畑地線	北宇和郡津島町下畑地甲2149番 1	旧	メートル 4.5 ~ 8.0	キロメートル 0.048	
			新	5.5 ~ 12.8	0.048	

○愛媛県告示第1926号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	御内下畑地線	北宇和郡津島町下畑地甲2149番 1	平成16年 9月10日

○愛媛県告示第1927号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第28号 平成16年 8月30日	伊予市下三谷字北黒 1 番 1、3 番 1、4 番 1、5 番 1、6 番 2、6 番 4、7 番 1、7 番 2、7 番 4、8 番 5、13番 1、15番 1、15番 2、16番 1、16番 2、17番、18番 1、21番 1、23番 1、23番 2、27番 1、27番 2、28番 1、28番 2、29番 1、29番 2 及び29番 3 並びに同市下三谷字西雷115番 2、115番 5、116番 3 及び116番 4 並びに同市下三谷字黒ノ元117番 1、117番 2、117番 3、118番 1、118番 2、119番 1、119番 2、119番 3、119番 4、120番 2、120番 3、121番 1、121番 2、121番 3、122番、123番、124番 1、124番 2、124番 3、125番 1、125番 2、125番 3、126番 1、126番 2、126番 3、127番 1、127番 2、127番 3、128番 2、128番 3、129番 1、129番 2、131番、132番 2、133番 1、133番 2、134番 1、134番 2、135番 1、135番 2、136番 2、137番 1、137番 2、138番 2、139番 1、139番 2、139番 3、140番 1、140番 2、140番 3、141番 2、141番 3、141番 4 及び141番 6 並びに同市下三谷字北十四142番 1、142番 2、142番 3、142番 4、143番、144番、145番 1、145番 2、146番 1、146番 2、147番 1、147番 2、148番 1、148番 2、150番、152番、153番 2、168番 1、168番 2 及び168番 3 並びに同市下三谷字中十四251番 1、251番 2、251番 6、252番 2、253番 2、254番 2、255番 2、256番 2、257番 2、258番 2 及び259番 2 並びに同市下三谷字上牛ノ子169番 2 並びに同市下三谷字牛ノ子154番 1、154番 2、154番 3、154番 4、155番 2、155番 3、156番 2、157番 2、157番 3、157番 4、158番 1、158番 2、161番、162番、163番 1、163番 2、164番 1、164番 2、166番 1、166番 2、167番 1、167番 2 及び167番 3 並びに同市下三谷字四反地241番 4 並びに同市下三谷字尊田31番 2、35番 2、36番 2、37番 2 及び38番 2 並びに同市下三谷字北黒 1 番 1 地先水路及び3 番 1 地先農道並びに同市下三谷字黒ノ元141番 6 地先水路及び122番地先農道並びに同市下三谷字牛ノ子157番 2 地先農道の地先水路並びに同市下三谷字北十四152番地先農道の地先水路	伊予市米湊820番地 伊予市土地開発公社 理事長 中 村 佑

○愛媛県告示第1928号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
四国中央市川之江町字濱田2649番1
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市川之江町2893番地1
富士住宅産業株式会社
代表取締役 白石 豊信
- 3 図面省略

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
温泉郡重信町大字志津川字花畑甲507番1及び甲507番1地先農道
- 2 申請人の住所氏名
松山市畑寺二丁目9番5号
有限会社かおる産業
代表取締役 黒光 薫
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1929号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号

公 告

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成16年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成16年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成16年10月1日（金）午前9時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成16年10月8日（金）午前9時	東予市周布349番地の1 東予市市民会館
	平成16年10月19日（火）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成16年10月20日（水）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成16年10月25日（月）午前9時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
	平成16年10月27日（水）午前9時	宇和島市天神町7番1号 宇和島地方局
	平成16年10月28日（木）午後1時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成16年10月29日（金）午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター
	平成16年11月18日（木）午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成16年10月19日（火）午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成16年10月21日（木）午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成16年10月29日（金）午前9時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成16年11月18日（木）午前9時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
	平成16年11月19日（金）午前9時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部

(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成16年11月24日(水)午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
	平成16年10月1日(金)午後1時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成16年10月8日(金)午後1時	東予市周布349番地の1 東予市市民会館
	平成16年10月20日(水)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成16年10月21日(木)午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成16年10月25日(月)午後1時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
	平成16年10月27日(水)午後1時	宇和島市天神町7番1号 宇和島地方局
	平成16年10月28日(木)午前9時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成16年11月19日(金)午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部

- 2 受講申請書の提出期間
平成16年9月10日から各講習開催日の2日前まで(必着)
- 3 受講申請書の請求先及び提出先
最寄りの地方局総務福祉部県民生活課

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

8月31日

愛媛県技術吏員 内 藤 聡

願により本職を免ずる
退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

○公営企業任免辞令

9月1日

宇 田 高 広

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
県立南宇和病院勤務を命ずる

雑 報

○公示送達

天王社(愛媛県伊予郡砥部町大平596番2の土地登記簿表題部所有者)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第5項の規定により、平成16年9月27日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年9月10日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

平成16年8月25日付け裁決書

○公示送達

若宮社(愛媛県伊予郡砥部町大平120番及び122番の土地登記簿表題部所有者)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第5項の規定により、平成16年9月27日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年9月10日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

平成16年8月25日付け裁決書